

議案第66号

物品売買契約の締結について（書庫棟）

南あわじ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年南あわじ市条例第46号）第3条の規定に基づき、庁舎書庫棟移動棚等物品購入について、下記のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月6日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

記

- |   |        |                              |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 庁舎書庫棟移動棚等物品購入                |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札による契約                  |
| 3 | 契約金額   | 37,746,000円                  |
| 4 | 契約の相手方 | 有限会社坂本文昌堂 湊支店<br>代表取締役 坂本 昌文 |

議案第67号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月6日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

記

1 事故発生日

平成29年7月20日

2 事故発生場所

南あわじ市広田中筋89番地1

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

- (1) 過失割合は甲（南あわじ市）100%、乙（相手方）0%とし、賠償額は別紙のとおりとする。
- (2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権及び債務を有しない。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

公用車が学校通用門に進入しようとした際、道路に隣接する建物の屋根に、車体後部天井が接触し、屋根を破損させた。